

営業経費一覧表

経費科目	経費となるもの（家事費を除く）	経費とならないもの
租税公課	○事業税、消費税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙代など ○商工会・商工会議所・協同組合・同業組合・商店街などの会費、組合費など	○所得税、相続税、住民税、地方国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、料料、過料など ○営業上に関係のないもの
荷造運賃	○販売商品の荷造りに要した包装材料費、荷造人夫費・鉄道・船・自動車・航空機等の運賃など	○営業上に関係のないもの
水道光熱費	○水道代、電気代、ガス代、灯油代、薪炭代など	○営業上に関係のないもの
旅費交通費	○販売や集金など営業上を要した電車賃、バス・タクシー代、宿泊代など	○営業上に関係のないもの
通信費	○電話料、切手代など	○営業上に関係のないもの
広告宣伝費	○テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などの広告掲載費用、チラシ・ビラ・福引券・サービス券の印刷費用、店名入りのマッチ・タオルなどの購入費	○新しく開発した場合の特別大売り出しの費用や支店新設のための特別の広告宣伝費は本年分の期間相当分を除いた除いた残額は繰延資産となります ○営業上に関係のないもの
接待交際費	○営業上に必要なため得意先を招待した場合の観劇代や飲食代、来客用の茶菓子代などの接待費用や得意先に対する中元・歳暮・慶弔などに要する費用	
損害保険料	○商品などのたな卸資産、事業用減価償却資産に対する火災保険料や車輦保険料などの損害保険料	○交通障害保険料、生命保険料など
修繕費	○事業用の建物・機械器具・什器備品・車輦・工具などの減価償却資産の修繕に要した次のような費用（壁の塗替、床の取替、ベルト・タイヤの取替など）	○現状よりも価値の増加や使用可能期間が延長すると認められる資本的支出
消耗品費	○荷造用以外の包装紙、ヒモ、テープなどの包装材料の費用 ○文房具などの事務用品、自動車用のガソリンなどの費用 ○工具、備品などで取得価格が10万円未満のもの	○まだ使用していない貯蔵中のもの

経費科目	経費となるもの（家事費を除く）	経費とならないもの
減価償却費	○事業用の建物・機械器具・什器備品・車輦などの減価償却資産の減価償却費 ○店員など従業員のレクリエーション、保健衛生、修養などに要した費用 ○店主が負担すべき店賃など従業員の健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険などの保険料 ○店主が店員など従業員に対して負担した勤労者退職金共済機構や特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づく掛金	○家事使用人に支払った左記の費用
福利厚生費	○店員など従業員に対して支払う給料、賞与、手当など	○家事使用人に対する左記の費用
給料賃金	○原材料などのいわゆる現物を支給して加工などをさせるために要する加工費など	
外注工賃	○営業用の資金や事業用の建物などの減価償却資産・土地・または建築・改築などのための借入金に対する支払利息、受取手形の割引料、月賦など分割で買入れた資産に対する支払利息（この場合、購入した資産などの代金と支払利息とがはっきり区分できていないものに限る）など	○支払った利息割引料の計算期間が翌年以後におよぶ場合には、その翌年分以後に該当する利息割引料
地代家賃	○店舗・ガレージ・倉庫など営業用の土地、建物の賃賃料	○支払った賃賃料の計算期間が翌年以後におよぶ場合には、その翌年分以後に該当する賃賃料
貸倒金	○売掛金、受取手形、貸付金、前渡金などが、取引先の倒産などにより、回収不能になったもの	○営業上関係のない貸付金など
専従者給与	○「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で支給した金額	
支払手数料	○商品などを販売するために支出した販売手数料や支払いリポートなど	○建物などの減価償却資産を購入するために支払った手数料
雑費	○いままでに述べた経費科目にあてはまらない経費	○営業上に関係のないもの

※詳しくは忠岡町商工会にご相談ください。 ☎ 0725-33-3208